

令和6年度 健康経営度調査 調査内容に関するQ & A

令和6年8月19日掲載
 令和6年8月30日掲載
 令和6年9月13日掲載
 令和6年10月1日掲載

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
8月19日	申請方法	ダウンロードした調査票ファイルを、子会社や支援先法人と共有使用してよいか。	調査票には法人固有のIDを設定しており、複数法人での共有使用は絶対にしないでください。共有使用された場合、回答及び健康経営優良法人（大規模法人部門）への申請が無効となる場合があります。
8月19日	申請方法	ファイルのアップロードのやり直しはできるか。	締切日までは何度でもアップロードが可能です。最後にアップロードされたファイルを回答として受け付けます。
8月19日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「アップロード完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしていません。アップロード後の画面を印刷して控えてください。ファイルの受領確認メールは、2024年10月17日(木)中（回答締切3営業日後）にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが2024年10月18日(金)になっても届かない場合は、事務局窓口にてお問い合わせください。
8月19日	申請方法	申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。	本調査票は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。
8月19日	全般	複数法人合算で申請する場合、部門区分判定に用いる従業員数はどのように判断するべきか。	複数法人合算した人数で大規模法人に該当するか判断してください。
8月19日	全般	「健康経営優良法人2024」の認定を受けている法人も、今回の健康経営度調査に回答する必要があるか。	「健康経営優良法人」の認定期間は約1年間であり、「健康経営優良法人2024」認定期間は2025年3月31日までとなっています。そのため、「健康経営優良法人2024」に認定されている法人も、2025年4月以降も認定を受け続けるには、令和6年度健康経営度調査への回答が必要です。
8月19日	全般	法人が合併・分割された際、健康経営優良法人の認定はどのようになるのか。	法人の合併・分割に関しては、原則以下の通りの対応となりますのでご確認ください。 https://kenko-keiei.jp/wp-content/uploads/2022/10/gappei_bunkatsu.pdf
8月19日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄は、どのように取り扱われるのか。	どの選択肢にも当てはまらない先進的な取り組みをご記入いただくことを想定しています。「その他」のみ実施されている場合は、認定要件適合書上「△」を付した状態でフィードバックシートをお返しすることがあります。認定審査において記述内容が適合要件を満たしているかを判断させていただきます。
8月19日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄に記入しても配点されないのか。	先進的な取組は評価が難しく、公平性の観点からあらかじめ設定している選択肢にのみ配点しております。その他欄に記載された内容については配点は行いませんが、来年度の選択肢に追加を検討しますので、先進的な取組は、「その他」の自由記入欄にご記載ください。
8月19日	全般	健康経営度調査票の提出日を過ぎてから実施する予定の取り組みを記載して良いか。	調査回答日までに実施していない内容は記載不可です。
8月19日	全般	各設問選択肢にある「費用補助」は保険者による補助でも良いか。	自社が取り組みに関与し、自社の従業員に周知していれば、保険者による補助も含めて構いません。
8月19日	認定要件	表のandとorの意味がわからない。	andは両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
8月19日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。健康経営度調査票内の「資料の保存について」に記載された内容を確認の上、回答内容を説明できる資料を保管ください。
8月19日	認定要件	設問で⇒「評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	評価項目不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合であっても他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
8月19日	認定要件	設問で⇒「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」とは当該設問及びQ●の両設問が不適合となった場合、評価項目不適合となるものです。また、評価項目不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。
8月19日	認定要件	設問で⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	当該設問は必須項目であるため、⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合、不認定となります。
個別の設問に関する内容			
8月19日	Q18 SQ1 e.1	<e.労働安全衛生・リスクマネジメント>の選択肢1「労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001等）の導入」については、ISO等の外部認証の取得は必須か。	厚労省の労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針や、ISO45001等の国際規格に準拠した労働安全衛生マネジメントシステムであれば、その導入状況等の開示をもって選択可能です。
8月19日	Q51SQ1	特定健康診査・特定保健指導の実施率について、スコアリングレポートに記載されている値は、休職者などが分母に含まれており実態よりも値が下振れる。その場合でも記号単位での集計値を記載すべきか。	健康経営度調査票に記載のとおり、健康保険組合に加入している法人は、厚生労働省より健康保険組合へ（健康スコアリングレポートと合わせて）提供している被保険者証等記号単位の実施率を回答してください。

8月19日	Q51SQ1	スコアリングレポートが作成されない特定健康診 査対象者50人未満の法人については健康保険 組合が算出した特定健康診査・特定保健指導 実施率を回答すべきか。 あるいは、Q51の選択肢2「保険者のやむを得 ない事情により把握できない」と回答すべきか。	特定健康診査対象者50人未満の法人について、健康スコアリングレポートは作成対象ではありません が、 被保険者証等記号単位実施率はデータ提供していますので、当該データを回答してください。
8月30日	Q74参考	Q74の参考回答（Q17SQ4）の内容の一部 （回答欄①のKPIの概要、回答欄②のKPIの 概要、現状値）が記載しているにも関わらず未 回答となってしまう。	申し訳ございません。参照数式による誤りです。 あくまで参考回答として載せておりますので、“未回答”のままでも審査上は影響ございません。
8月30日	Q25a, b	<a.取締役会>の選択肢1~6について、経営 レベルの会議で議題として挙げている場合、<a. 取締役会>の選択肢に該当と回答してよいか。	取締役会にて議題としていただきたい内容を<a.取締役会> 選択肢1~6で挙げております。 よって、経営レベルでの会議であっても取締役会以外で議題とされた場合には<a>にはご回答いただけ ません。<b.取締役会以外の経営レベルの会議>でご回答ください。 ※実際に取締役会で議題とされていないことを拡大解釈され回答した場合、虚偽申請となり、不認定 や申請取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。
8月30日	Q16	健康経営を経営戦略に位置付けて取り組み始 めた時期として2「2024年」と回答が出来ない。	申し訳ございません。設定ミスにより「2024」とご入力いただけません。 「2023」と入力していただいた上で、一番下の備考欄に「Q16は2024年です」とご記入いただけます でしょうか。
8月30日	Q3	今年度から調査回答範囲の従業員数に「他 社が派遣元の派遣社員」を含めることがで きなくなり区分判定では中小規模法人部門 と判定されてしまう。 大規模法人部門への申請は可能か。	今年度の申請につきましては、昨年度までの区分判定にて大規模法人部門該当となっていた 法人については、特例措置としまして、大規模法人部門で申請可能です。 調査票最後の【備考欄】に、「常時使用しない従業員数」「他社が派遣元の派遣社員」等の人数 および特例措置による大規模法人部門申請する旨を記載してください。 ただし、常時使用しない従業員や他社からの派遣社員については、申請法人ごとに対応が異 なることや、実態として実施可能な施策が限定されることから、次年度以降は、常時使用する 従業員数により申請可能な部門を厳密に区分します。
8月30日	Q51SQ1	特定健診実施率、特定保健指導実施率につ いて、すべての加入者の記号が同一である 場合、どのように回答すべきか。	Q51で「2.保険者のやむを得ない事情により把握できない」とご回答ください。
8月30日	Q59	社外相談窓口があった場合どのように回答 すればよいか。	選択肢1で誤植がありました。 (誤)「1.メンタルヘルスについての社内相談窓口の設置および周知を行っている」 ↓ (正)「1.メンタルヘルスについての社内外の相談窓口の設置および周知を行っている」
8月30日	Q57	従業員や保健師等による女性の健康専門の社 外窓口を設置しているとするが、従業員の場合 は社内窓口ではないか？	選択肢3で誤植がありました。 (誤)「3.従業員や保健師等による女性の健康専門の社外相談窓口を設置している」 ↓ (正)「3.保健師等による女性の健康専門の社外相談窓口を設置している」 従業員による社内相談窓口の場合は、対応できる社内体制構築として、選択肢4番を選択してくだ さい。
9月13日	Q17SQ1	選択肢「4.策定した健康経営推進方針につ いて取締役会で承認を得ている。」の取締役会は 準ずる会議でも良いか。	“取締役会”のみ含みます。 準ずる会議（経営レベルの会議など）は該当いたしません。
9月13日	Q43	健康管理アプリで 健診結果・ライフログサー ビスを利用して、健診結果をもとにアプリ提供 会社が従業員に二次検査の受診勧奨をメール を送っている。 その場合は、健診結果のみを取り扱うサー ビスを導入していると回答してよいか。	有所見からの二次健診受診勧奨は「アドバイス・提案」ではありませんので、 「b PHRに基づき健康増進につながるアドバイス・提案を行うサービス等を従業員に提供している」 には該当いたしません。
10月1日 NEW!	Q46	男性育休取得人数について、 但し書きに「◆改正育児・介護休業法の産後 パパ育休（子の出生直後の時期における育児 休業）を含みます。」と記載があるが、 (b) では「連続1か月以上」育休取得者のみ カウントするため、最長4週しか取得できない 産後パパ育休は対象外になるのか。	(2)(b)男性育休取得人数について「連続1か月以上」と調査票に記載しておりますが、産後パパ 育休制度に準じて、暦日ベースで4週28日以上の取得者をカウントに含めて頂いて問題ござい ません。 なお、長期間の取得者を評価する観点から、（産後パパ育休であっても）暦日ベースで27日以下の 取得は取得人数にカウントされないようお願い致します。

<p>10月1日 NEW!</p>	<p>Q43</p>	<p>c「従業員の健康増進に資する行動を促すため、PHRを活用した社内イベントやインセンティブを与える取組を実施している」について、健診結果とライフログ両方管理できるサービスを導入し、ライフログ（歩数）をもとに社内インセンティブを与える取組を実施しているが、この場合の選択肢は2となるか、それとも4になるのか。</p>	<p>健診結果・ライフログを同一アプリケーション上で管理できるサービスの機能として、ライフログのみに基づいてインセンティブを与える場合、設問のaには選択肢4を、cには選択肢2を記入してください。 なお、設問cの回答で選択肢4が入り得る想定事例としては下記のようなものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内において、健診結果からメタボ気味の人に対し、標準の人よりも積極的に参加できるイベントを開催し、その中でイベント前後のライフログを本人が確認する ・ライフログの改善で日々ポイントをもらえつつ、前年の健診結果よりも今年の健診の数値が改善したら、より大きなポイントをもらえる
<p>10月1日 NEW!</p>	<p>Q43SQ2</p>	<p>設問には「個人が特定できないよう集計された状態で、サービスを提供する事業者から受け取り」と記載があるが、自社にてPHRとして健康診断に関する統計・分析機能を含むシステムを利用している場合、選択肢としては「3受け取っていない」となるか。</p>	<p>「個人が特定できないよう集計された状態で、サービスを提供する事業者から受け取る」ことを求めるデータ対象は、PHRサービス等を導入して、企業等が新たに取得するデータになります。 例えば、自社にて活用されているサービスが、①従業員の健康診断結果を含むPHRを閲覧できる、②そのサービスの機能として、自社で分析しやすい形で健診結果等のデータ抽出ができる、③その抽出したデータを自社で活用している、この①～③に当てはまる場合には、「1受け取っており活用している」に該当します。 なお、もともと企業等が保有している情報（例：法定健診や労務情報等）を自社で分析する場合（分析するデータの対象がQ43 1～4で回答したサービスから受け取ったものではない場合）は、本設問の意図として該当しないので「3受け取っていない」となります。</p>
<p>10月1日 NEW!</p>	<p>Q43</p>	<p>マイナポータルを利用したの健診結果の活用は環境整備に当てはまるのか？</p>	<p>Q43における環境整備は、法人もしくは保険者が費用を負担したうえで、従業員のサービス利用を促す取り組みを行うことを前提としています。「マイナポータル」は国の事業であり、法人（または加入する保険者）自身がPHRを利用するための環境整備を行っているわけではありませんので、当設問には該当いたしません。</p>